

京都総評青年部ニュース

発行： 京都総評青年部

～第34号～

2007年3月14日(水)

TEL . 075 - 801-2308

FAX . 075 - 812-4149

最賃を時給1,000円以上にしよう!

げんなり! 最賃伝説。～第4章～

第1回実行委員会を開催

京都総評青年部は、04年から“げんなり!最賃伝説。”を実施してきました。当時はまだ、“格差社会”というコトバも言われておらず、“さいちん”というコトバも組織内の青年でさえマイナーな言葉でした。

あれから4年、この運動はマスコミにも大きく取り上げられ、今や最賃は国民的な話題となり、39年ぶりに法改正が今国会で審議されるまでになりました。

さあ、今年は決戦の年です!今まで以上に現行最賃の低さを世の中にアピールし、最低でも時給額1,000円以上の実現をめざし、大いに盛り上がっていきましょう!

～最賃伝説の軌跡～



マスコミに大きく取り上げられ、“時の人”に。京都総評の青年部が6時台のNEWSを独占した。



府内の私立高校(増永副部長の出身校)で、“出前授業”を行なった。



某新聞のトップにもなった写真。

HP&ブログで世の中にアピール!

第三章



2度の青年一揆で、参加した青年に最賃の低さを訴える。

3月13日、第1回実行委員会を開催し、9名の参加がありました。

実行委員会では、各単産の青年部から意見や実態を出し合い、今年取り組む意義を確認しました。

会議では、「指定管理者制度という公の施設を民間に委託する制度の下、そこで働く人の時給が700円くらい。(市職労)」「職場に非常勤の人が多くなってきている。しかし、給料が安かったり重労働であったり3年でやめざるを得ない人がたくさんいて、人材確保が業界で問題になっている。(福祉保育労)」などの実態が出されました。

一方で、「最賃の問題は、自分には関係ないと思っている人がいる。」という意見も出ました。これに対して、「このまま、所得の少ない非正規雇用労働者が増えたら、家を建てる人が激減し職を失う可能性があり他人事ではない。(京建労)」「6月に定率減税が全廃されると、市民からの苦情が殺到しパニックになる事が予想される。僕は、市民と直接接しているの、心配になる。(市職労)」といった意見が出ました。

「新しい組合を増やす時(新歓)のいいネタになるよ。」

実行委員会では、最賃法改正、定率減税全廃などの重要な局面の中、07年の最賃運動をどのようにするのか話し合いました。

「最賃生活、毎年同じことやっても意味あるのかなあ？」
「でも、この方法が一番、僕らに合ってるんとちゃう？」
「新しい仲間と声掛けするとき(新歓の時とか特に。) いいネタになるよ。」

「去年、最賃生活に挑戦した参加者が同じ職場の仲間と声かけて職場の若者全体で取り組んだトコもあるよ。」といった

次回の実行委員会は

4月13日19時半～
京都総評別室
～お題～
ミニ学習会
行動の具体化

※ 引き続き、実行委員を募集中!

お問い合わせは、京都総評青年部(担当 奥西・永井)

TEL. 075-801-2308

snaga@labor.or.jp まで

げんなり! 最賃伝説。～第4章～ 運動の柱

- 1、最賃生活体験(6月の1ヶ月間。)
- 2、事前学習会の重視
- 3、劣悪な労働条件に対して関心を持つ
- 4、街頭宣伝(最賃生活に入る前にも実施)

事が話し合われ、今年も最賃生活体験を実施する方向になりました。ただ、「中身をどのように充実していくか(特に挑戦2回目以上の人にどのようにして魅力をもってもらおうか)が課題。」といったことも実行委員会で確認され、今後検討していくことになりました。

最賃生活体験以外にも、攻勢的に取り組もう!

最賃生活体験以外にも、今年めまぐるしい情勢であることから、学習活動を充実させること、実際に最賃レベルで生活している仲間意識して声を聞く事、今国会で最賃法が話し合われているので街頭に積極的に出て市民に訴えていく事が話し合われました。



資料

厚生労働者の発表によると、昨日3月13日「最低賃金法の一部を改正する法律案」を作成し、同法案の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされました。

最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

これさえ知っておけば?!

07年“さいちん”豆知識。①

— 今年から、たかうアタタでも大丈夫! —

① 最賃って何?

正式には、最低賃金。これ以下の賃金で、働かせてはならないと最低賃金法で定められています。

現在、各都道府県で定められており、京都府は時給額 686 円。全国平均 673 円。

全国一律こそ世界の常識なのに・・・。

日本の最低賃金は 47 都道府県別に決定され、30 もの金額が設定されています。しかも、最高の東京で 719 円、青森、岩手、秋田、沖縄で 610 円と大きな格差がつけられています。世界の最低賃金制度をみると全国一律が常識です。

ところが、改正法案では地域ごとに最賃を設定する内容になっています。

運動で跳ね返していくことが大事!

③もし、最賃が時給1,000円なら・・・。

「もし、最賃を時給 1,000 円以上に引き上げたら・・・。」 そんな試算を労働総研が 2 月 26 日、発表しました。それによると、消費支出が少なくとも 1 兆 3000 億円以上増えて、生活関連分野を中心に中小企業への波及効果も大きいと強調しています。(下の表を参照。)

一方、年収 1500 万円以上の高額所得者の収入を最賃引き上げによる賃金支払い総額の増加分と同額増やしても、消費支出は 7545 億円しか増えないことから、労働総研は「(高所得者の収入より)最賃を上げた方が消費にお金がまわる」と指摘しています。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(賃構調査)や全国消費実態調査をもとに算出。

最賃1,000円以上に引き上げると

賃金支払い総額増加分 2兆1857億円

消費支出の増加分 1兆3230億円

年収1500万円以上の収入の人

賃金支払い総額増加分 2兆1857億円

消費支出の増加分 7545億円

②労働者の生計費<事業の支払い能力??

日本の最賃は、最賃法に「事業の賃金支払い能力を考慮」とあるために、審議会で経営者の言い分がまかりとおり、「労働者の生計費(生活していく為に必要なお金)」無視の低額に抑えられています。

審議会の労働者委員も大企業代表ばかりです。これでは、まともな最賃を決められないのでは?

③「先進国の中で最低で良いのか」

今国会では、最低賃金法の改正が 39 年ぶりに審議されます。与党内部からも「欧州が約 1200 円、アメリカが今度 870 円程度に引き上げる。先進国の中でわが国は最低水準だ。この現実を踏まえて最低賃金問題に取り組みなければならない。」との声があがっています。

グローバル化を言うなら、

最賃もグローバル化にしよう!

賃構調査の対象者はパートが約 480 万人で、一般労働者が約 2270 万人。公務職場や従業員 5 人未満の零細事業所が調査対象から除外されており、最賃引き上げによる実際の波及効果は試算結果をさらに上回るものになります。